長屋王家木簡三題

森　公章

はじめに

一九八八年八月平城京跡左京三条二坊八坪の南北溝SD四七五〇から出土した長屋王家木簡は、約三万六〇〇〇点という膨大な点数とともに、奈良時代初期の皇族・政治家として著名な長屋王とその家政運営を解明する上で重要な史料を呈し、また奈良時代初期の一大木簡群ということで、大宝律令に基づく律令体制の施行如何を考える際にも検討されなければならない史料である。一九九五年には出土木簡の正式報告書『平城京木簡』の刊行が開始され、発掘調査の正式報告書として『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』（発刊奥付は一九九五年三月三〇日）も発刊されて、調査主体の奈良国立文化財研究所による長屋王家木簡、長屋王邸跡の整理・研究の一応の到達点が示されたといえよう。

但し、長屋王家木簡は、王・貴族の家政機関のあり方、邸宅の居住形態、家の相続の問題といった家政に関わる論点、そこから律令制の運用実態の問題や中央と地方との関係、また時代を遡って律令制成立以前の王宮のあり方を考える等々、日本古代史に関わる様々な重要な論点の考究に展開する大きな可能性を持った史料群であり、今後多種多様な視点から検討を加えて行く必要があると思われる。その意味ではあくまでも一応の到達点であって、その到達点の可否も含めて、さらに広深な究明が期待されるのである。(1)

長屋王家木簡についての拙見は、一応奈文研の発掘調査報告書に「長屋王邸の住人と家政運営」として呈している（以下、別稿と称す）ので、そちらを参照していただくことにして、小稿では報告書執筆や木簡整理に際して気付いた点を三つばかり述べてみたい。相互に脈絡がなく、また既に多くの方が当然の作業として検討・確認を行なわれている事柄ではなかろうかと思われるが、私見を整理する意味で、敢えて一文を草する次第である。

一、「受」某と所属（宛先）部署との関係

長屋王家木簡のうち、最も点数の多いのは、米飯など物品支給の際にいわば控え伝票として作成された伝票木簡である。伝票木簡は、宛先＋物品名・数量＋「受」（授）某＋月日＋人名（出納責任者か）という基本型をとり、様々な宛先部署名は長屋王家の家政組織のあり方を復原する上で貴重な材料を呈している。また日下の人名は物品支給の際の出納責任者と推定され、そこに家令職員や少子と称される帳内・資人クラスの雑任者が登場することは、伝票木簡が長屋王家の家政の中枢部の執務の様相を解明するのに有効であることを示していると言えよう。

ところで、宛先への物品を授与され受納した「受」某について、別稿ではこの某が宛先部署の人間であることもある旨、即ち所属部署宛の物品を受納している場合が存することを指摘した。別稿では西宮少子秦望万呂の例やその他の少子の事例を掲げて説明したが、「受」某と宛先部署の関係を整理すると、表1のようになる。表1によると、少子、帳内、政人宛のものには確かに「受」某として少子が登場する場合が多く、別稿で触れたように、これは家政機関の中枢部の運営に少子クラスの人々（帳内・資人）が深く参画していることを窺わせる。また少子は各部署の実務を担う役割も果し、少

表1　宛先部署と「受」某との関係

部署名…「受」某

（御所関係）

御所…文牛甘、物部立人、県□、牛甘（2）、金、黒万呂、白手、女奴勝万呂、楓女、越女、狛刀自女、奈良女

御所人…石末呂、勇万呂、兄上、黒末呂、小国女、止々女

大行米…即

大御飯米…越女（2）

大許進米…嶋女

王等御粥米…小樽女

（西宮）

内御所…多々女

内親王御許…畠田子首、筥入女

内親王御所…小長谷吉備、木古、高志女・越女、嶋女

内…木真人、久努朝臣、君万呂、刀自女、□家

自内飯…若女

吉備王子…山村古

安倍大刀自御所…神田古

石川夫人所…池女、乙女、酒女、年女、□刀自、□女

馬甘若翁…小国女、□虫

忍海若翁…廣万呂、家虫

小治田若翁…桜井佐為万呂

膳若翁…国末呂

太若翁…秦益人、□足

円方若翁…志祁多、美都久

□翁大許…呰女

若翁博士…人足

若翁帳内…大伴廣万呂（＊）

若翁少子…小自、望万呂
若翁犬…小自（2）
若翁大御弓…越万呂
若翁御弓直米…□足
西宮少子…即（2）、老良、古末呂、万呂（2）、望万呂（＊4）、□□万呂
西宮人…越仕丁

（個人宛）
粟田王子…古波佐目、小樽女、日出女
石川王…日下部古
坂合部王帳内…子末呂
竹野王子御所…私部老、大津（2）、老、古万呂〔山寺遣雇人〕、余女、尾張女、古奈良女、真木女、益女
田持王…小□女
矢釣王…宿奈・宿奈女、当女、益女
山方王子…粟田刀自女、阿古女、余女（2）
高市乳母…祢女、廣女
春日宮…大嶋
□宮雇人…古万呂
石辺田君…即
伊豆国造…呰万呂
大春日朝臣…古万呂
大伴宿祢…大床
隠伎宰…古万呂
置始佐官…麻呂
春日旦臣…宿奈女
上野君莵万呂…即
川瀬万呂…大嶋、古万呂（2）
氷大麻呂…古万呂
丹比部廣麻呂…蓑万呂
田辺史…即
二田□…大鹿女
布勢大夫…古末呂
山口造麻呂…即
書吏人…赤人
小依女…大嶋
古万呂…古万呂（＊4）
手古…即
真山…即自
□女…奄知女
□太女…牟志末呂

（中枢機関）
帳内司…古末呂（2）、古万呂
帳内…古万呂（2）、嶋廣、真山
侍少子…石見（＊）
少子…尾張物万呂、牛甘、兄上（＊）、瘡（創）男（3）、金、黒万呂、縄麻呂、道
侍従…衣末呂、葛末呂、奈波□、奈妖末呂
政人…毛人、忍人、古万呂（11）、子万呂、龍末呂、友背、万呂、麻呂、三狩、□万呂（2）

（衣食住関係）
膳司荷物…比奈万呂
主水仕丁廝…己
水取司…石万呂
司掃守・雇人…黒□、万呂

縫殿…古奈万呂、加毛女、少嶋女
染司…多々女
牛乳持参人…丙万呂
牛乳煎人…稲万呂
大御洗藁…縄女
炭焼処打蒔分米…壬生安万呂

（生産関係）
工司…物部牛麻呂、道嶋
鋳物所…龍麻呂、祢万呂、□万呂
鏤盤所…龍万呂
銅造手人・雇廝…小逆
鍛冶…田公
須保弖・沓縫・革油高家…綾万呂、阿□万呂、古万呂（4）
沓敷藁刺帳内…万呂
轆露師…超□万呂、古万呂、龍万呂
金漆人…阿治末呂
椅子作…古万呂
司皮作…古万呂
矢作・大刀造…別□
木履作人…君□
要帯師…卜部万呂、小治田御立
奈閉作…小治田御立、曽女
土師女・雇人…曽女（2）、□逆
瓮造女・雇人…曽女

（修造関係）
御垣塞廝…乎子

（写経・絵画関係）
経師…□万呂
秩師…宇万呂、黒麻呂、酒万呂、少比須良女、麻須良女、婢□古女
書法所…□末呂
書法模人…当真麻呂、阿手良、当良
文校帳内…大徳・大床
画師…尾張福賀、石嶋、得末呂、大徳
障子作人…福末呂

（宗教関係）
仏造帳内・廝…梗麻呂
明縁沙弥…六人部古万呂
僧…知努建万呂（城28—6頁…帳内珍濃多祁万呂）
尼…物部古万呂、麻蘇女、廣女
乞者…牛甘
大窪神…廣女
打散米…嶋女

（医薬関係・学問）
医…田倍万呂、古万呂、安万呂
女医…韓女
博士…創□

（動物の管理）
馬司…板部黒万呂、赤人、伊□、大嶋、勝麻呂、二田
馬作医…高椅
御馬屋犬…乙末呂
犬司少子…益人
犬…赤人、乙万呂、瘡男（2）・加佐乎、虎

御犬…請太
子生犬…長麻呂
鶴司少子…得万呂
鶴…子羊、□万呂

（雑）
散位寮…嶋万呂
仕丁…即（2）、牛麻呂
廝…自・即、木末呂
薪運廝…酒主
車借人…小牒
都祁遣雇人・帳内…智善
下総役人…倭文龍
宇太借子…即
草運人…鯨
米運雇人…馬手
楛取遣雇人…即
薗作雇人…石足
薪取使雇人…手子
津縄持…自
俵持雇人…即
屏風持雇人…即
轆轤木切使雇人…□万呂
□司雇人・帳内…龍万呂
薪直…即
狛人…田人
新羅人…持万呂、田門
辛女…影女、□女
隠伎奴婢…廣国

大宮殿守奴…妹万呂
婢…三狩
糯粉米…小嶋女
麦粉米…橘女、上々女、宿奈女、□刀自、□□自
小麦粉米…酒虫女、酒□女
生粉米…小首
粉米…酒津女
白米…文忌寸
粥米…木□□
襖分粥米…古万呂
衣粥米…□奈□
幸行用米…三狩
人給飯…大公

（矢口司）
桑乳母・中臣乳母…小佐万呂
多々女…自
□□女…自

※＊はその部署の一員、数字は複数ある場合の件数。傍線は少子クラスの者、点線はその可能性のある者を示す。

子や帳内は各部署に配置されていたから、例えば犬司の益人・乙万呂なども「受」某が宛先部署の人間として、所属部署に支給された物品を受納している例と見なすことができよう。その他、西宮少子宛の木簡に見える、

a　○西宮少子二口米二升受即十一月廿日廣嶋　(203)・21・4　051(城21—16)(2)

の「即」は、この米を宛先の西宮少子自らが即刻（あるいは直接に）受納したことを示す表現と考えられる。この「即」・「即自」・「自」・「己」は個人宛や雇人への給付に多く見られ、やはり宛先と「受」某の所属が一致する場合があることを物語っている。

但し、古万呂のように、様々な宛先の受納に関わっている例、また少子クラスの人物が必ずしも所属部署とは考えられない宛先の受納に登場する場合もあり、これらは中枢部の実務に与る少子が、便宜上、宛先の受納者として現れているのであって、あるいは実際に彼らが宛先部署まで物品を届けたという想定もできると思う。別稿で述べたように、中枢部の実務運営には仕事のローテーションが存したようであるが、中枢部の執務に関わる人々の中には、同一月で「受」某として記される場合と日下に署名する出納責任者の役割を果している場合が見られるので、このように考える所以である。

以上のように、「受」某の某が宛先部署の人間であり、所属部署宛の物品を受納している場合が考えられるとすると、表1の中で某が女性である例も散見することが注意される。長屋王家木簡中の女性労働者については西野悠紀子氏の研究があり、(3) 労働の具体例（田庄での労務、左京三条二坊の邸宅〔およびその周辺に存した邸宅〕での女医・乳母・女竪、手工業労働、大炊司女、尼などの役割）、出身と身分（婢、畿内とその周辺の中小豪族、品部、雇用労働者など）などが検討されている。但し、女性労働者の所属に関しては、一部には推定が記されているが、都夫良女・曽女などは田庄と左京三条二坊の邸宅の両方で勤務している例があり、労働の場を移動していたこと、所属関係とは別に長屋王家全体の労働の必要に応じて、家政機関による移動や配分がなされていたことを指摘するに留まる。

別稿において、私は、邸内の西宮と呼ばれる一画に居住した吉備内親王は、いわば長屋王の後宮の統括者であり、

b・○以大命符　□〔吉カ〕備内親王　縫幡様進上

・○使文老末呂　二月廿二日巳時　稲栗　200・26・3　011(城21—5)

から窺われるように、縫幡の作製、『唐大和上東征伝』に見える長屋王が中国の僧侶に送ったという千枚の袈裟の縫製、また縫殿やそこに勤務する縫殿女に対する指揮を行なうなど、後宮の任務遂行に尽力したのではないかと考えた。表1のうち、多々女は吉備内親王に所属していたことを窺わせるとともに、染女宛の米を受納しており（城21—23）、染司も吉備内親王の統括下にあったのではないかと見なされる。多々女はこの他に

c・矢口司移多〻女一升五升受自。
・九月下番分伊香三狩　　○　　157・22・2　011(城27―8)

と、矢口司にも配備されていたことが知られ、労働の場の移動については西野氏の御指摘の通りであるが、吉備内親王のお気に入りの婢筥入女の例（城21―5）に看取されるように、その移動にはやはり本来の所属先の主人の意向が作用したのではあるまいか。

以上のような視点で女性労働者と所属先の関係を整理すると、安倍大刀自は材料が殆どなく不明であるが、吉備内親王と石川夫人については重複する例がないので、長屋王の後宮を形成するこの三人は各々に専属の女性（多くは婢）がついていたこと、吉備内親王付きと推定される人々は、例えば越女・嶋女が御所宛の米飯の受納に与っているように、吉備内親王の指示で長屋王の御所の世話をするために派遣されるなど、他の部署・宛先の仕事に従事する場合もあったことなどが知られる。(4) また余女・益女・宿奈女のように、邸外居住者や来訪者と考えられる複数の宛先への米飯の「受」に登場する事例は、それらの人々への支給の際の仮の受納であったと見なされ、そこには彼女達の本来の所属先である後宮の統括者たる吉備内親王の意志、即ち竹野女王・山形女王など長屋王と親族関係を有する人々やその他長屋王と関係のある諸王に対する物品支給の取次ぎを行うという役割が存したと考えることができるのではあるまいか。(5)

なお、麦粉米・粉米などの「受」に多く女性が登場しているのは、これらがノリ状の物質であることを考えると、洗濯用のノリあるいは文房具としてのノリであるとも見なされ、女性の労働内容と関わるところがあったためではないかと推定したい。また秩師など写経関係の部署にも女性が配備されていたようであり、こうした事柄との関連性もあるのではないかと思われる。

以上、本章では「受」某の某が女性である場合から、別稿で触れた後宮統括者としての吉備内親王の役割、その統括の様子に若干の付加ができるのではないかと考え、所見を述べてみた。少子の各部署での活動を始めとして、各人の長屋王家における仕事ぶりの解明の一助になればと思う次第である。

二、帳簿作成の技法

次に伝票木簡には宛先、「受」、出納責任者など様々なデーターが丁寧に記載されており、上端または下端、あるいは上下両方に孔が穿れている点と合せて、これらは一定期間の収支決算のための帳簿作成など、より複雑な書類作成の資料となるものであると考えられる。では、長屋王家ではどのような帳簿が作成されたのであろうか。またそのための基礎作業としてはどのような仕事が存したのであろうか。本章ではいわばこの帳簿作成の技法について言及してみたい。

dは木目方向に長い材を横向きにして木目に直角の方向に文字を

d・廿八日進三斗　廿七日三斗　□六日進三斗　廿五日進三斗□　廿四日書吏進三斗　綱万呂　麻呂　四斗曽女□　廿日進六斛□　黒麻呂　十九日進三□　十八日進三□　忍海安万呂　十七日進三斗　十六日進三斗　十五日進三斗　身豆女　志□　十四日進三□　十三日□升半　忍海安万呂　□日進五斗　□万呂　石角　安万呂了七日　□日進米三□　□馬黒麻呂　□進米□　□月□日進三斗　□月二日□

・□十日二十　米□□ホ　□ホ十日九十　稲一□ホ二斛　廿二

e・○進大御飯米三斗把女　閏月十三日忍海安麻呂

・○　「甥万呂」　287・32・4　011(城27―6)

記すもので、横材木簡とでも称すべき筆記形態をとっている。この種の木簡は平城宮木簡などにも散見しており、帳簿風の内容のものが多いと言われる（『平城宮木簡』一（解説）二二六号木簡など。但し、以下の長屋王家木簡のように、他の木簡との関係や帳簿の内容を解明できるものはないので、検討は省略する）。では、dについては如何であろうか。

dに関しては次のような見解が呈されている。まず渡辺晃宏氏[6]は、(イ)一回あたりの数量が二斗、三斗などと単位が大きく、通常の伝票木簡の十倍以上に相当するので、日々の米飯支給に関わる伝票木簡とは性格が異なるものと推定され、また殆ど毎日のように進上しているので、半月分ないし一ヶ月分をまとめて支給したものとも考えられないが、eのように、支給量の多い伝票木簡も存するから、dに見える支出も決して特殊なものではなく、他の伝票木簡と同じ性格のものと考えてよいこと、(ロ)dに見える黒万呂、忍海安麻呂、万呂、綱万呂、石角、書吏らはいずれも伝票木簡に出納責任者として登場する人物である（忍海安麻呂はeが根拠）こと、(ハ)eなど斗単位の大量の米飯支給を受けた（城21―13・14、23―8、25―7～9、27―6）のは、「大御飯米」、「内」の語から、長屋王および吉備内親王（含彼らに仕える人々への支給の可能性）であると推測されること、などによって、dはeなどと日付は重ならないが、伝票木簡のうち、長屋王と吉備内親王を被支給者とするものを日毎に整理したもので

(514)・(54)・5　011(城23―16)

あると述べられた。なお、(ニ)dには合点が付されているので、これ自体がまた何か別の帳簿作成の資料となっており、複数の被支給者（宛先）が一枚の伝票木簡に記される例の存在と合せて、帳簿整理の順序としては、紐で束ねた一定期間分の伝票木簡をもとに、正倉院文書の写経所関係帳簿でいえば、食口帳のような帳簿が次に作成されたものと考えられるとし、伝票木簡→個人別の支給帳簿（横材木簡）、伝票木簡→日毎の支給帳簿（食口帳）という二つの帳簿作成の流れが想定できるという。

しかし、その後eのタイプの木簡は類例が増加し、これを伝票木簡と見なすことはできないという理解に達している。奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』二五以降では、この種の木簡は木上司からの進上状の中に配置されており、邸内での米飯支給の伝票木簡に記された数量が通常一人半升～二升程度であるのに比して、極めて大量であること、量が三斗と常に一定していること、伝票木簡には米の受納者の上には「受」の文字が記されているのに、それが見えないこと、木上からの進上状には持参人の名を記したものがあり、eの把女も持参人と考えられること、忍海安麻呂署名の木簡で所在の明記されているのは全て木上司のものであることなどが論拠となろう。(7)

そこで、eを木上司からの進上状と見る立場から、dについて、福原栄太郎氏は、(あ)表面は月・日、「進」＋量目、人名、裏面は日子、「下」＋量目で、人名がないという表裏の記載形式の基本形の微妙な書き方の相違があることを指摘した上で、(い)表面に関しては、ほぼ連日米が進上されており、量目は三斗である場合が多く、人名には木上司に勤務した者が見えることから、「毎日長屋王邸宅へ進上されてくる木上などからの大御食米など米の量目を、進上責任者や運搬人、あるいは受領者の名前とともに記した受け取りの帳簿」であり、(う)三斗という量については、伝票木簡に多く見える支給量のうち、一人一日二升なら一五人分、一升なら三〇人分となり、邸内居住の王族は二〇名前後と推計されるので、毎日三斗は長屋王一家が毎日消費する米の総量に近似する数値であって、木上司から「大御飯米」を毎日進上させるということは、木上司の特別な位置づけを考えることができること、(え)裏面は連日の記録とは言えず、量目も統一性がなく、「下」・「飯□米」という文字が見えるので、時に応じて支出された大御飯米などの記録かと推測されること、などを述べられている。(8)

dについては、綱万呂・石角・書吏やeの別筆の甥万呂などが邸内の受領責任者である点も含めて、この福原氏の見解を支持したいと思う。邸外の部署からの進上状にも穿孔があり、束ねて整理していたことが窺われる点も、集計様帳簿の存在との関係を推測させる。とすると、新たに進上状を集計する帳簿の存在が浮かび上がってくることになるが、このような類例は他にも見出せるのであろうか。

また渡辺氏が想定した伝票木簡の個人別や日毎支給別の帳簿は存在しないのであろうか。以下、帳簿作成の技法に関連して、こうした集計等の機能を果す帳簿とその種類について考えてみたい。

まず畿内近郊の田庄や畿外からの荷札木簡などの形で邸外から物資が搬入される場合の集計様の帳簿に関しては、次の木簡が候補になろう。

f

・坂田郡春米〻上入里十八石　□□里四石五斗
　〻下入里□□　□□五斗二升五合
　〻□里□□□五合　□□里二石六斗五升

426・45・5　011(城25—7)

・右五十□〔石カ〕□□　下入里佐□□
　細江里□

g・□　九　犬　狛足一九犬狛
　合　合上七年　合上七年
　　大郡大田大尺合上年
　　三郡夕郡夕郡
　　□

・　　丫
　　□

(46)・254・6　081(城27—14)

h・□日出周防塩一籠三□〔斗入カ〕宍人□

・□人□書吏廿三日□□

(153)・(16)・4　081(城25—17)

別稿で整理したように、長屋王家木簡中の荷札木簡には近江・越前・周防・讃岐のものが多く、これらを始めとして、荷札木簡は長屋王家の封戸からの進上物に関わるものと考えられる。近江国ではf・gに登場する犬上郡・坂（尺）田郡の荷札木簡も多く見られ、gは横材木簡とはいえ、習書風の内容で、両郡からの進上物の集計を暗示するようにも思えるが、内容不明なので措くとして、fについては坂田郡の各里から進上された春米を集計した木簡と理解できよう。近江国の米進上の荷札木簡は概ね長さが一五〇㎜前後であるのに比して、fは長大であり、また型式が荷札木簡とは異なるのも、fをこのように位置づける所以である。ちなみに、平城宮木簡に関しては、一つの発掘区から同一国の木簡や同種類の品目のものがまとまって出土する例があることから、大分類—品目別整理、小分類—貢進順に国別に整理による貢進物の収納・保管が行われたのではないかという点が指摘されており、(9) 長屋王家木簡の場合でも、hのように、「周防塩」＝周防国から貢進された調塩（調塩は三斗で、hに記されているように、三斗で一籠とされていたのであろう）を支給した例のあることは、同様の収納・保管形態がとられたことを推定させる。とすると、荷札木簡についても、貢進国郡別や品目別の集計が必要であって、dによって窺われる邸外からの進上物の集計の機能を果す帳簿作成の類例を想定することが可能ではないかと考えられる。

次にhは塩の日毎の支出を記したものとも理解できる。そこで、

個人（宛先）別や日毎支給別の帳簿の存在の考察対象として、以下のような事例に着目してみたい。

i　□□家令十二日高市大乳母□塩四升忌部□□
　　大豆春分塩一升　受廣女　黒万呂　家令少田倭諸
　　□女麻呂家令十七日搗海藻分八嶋　受宇治友足麻呂家令
　　（307）・51・4　081（城25—17）

j・□　　□
　逆万呂　甥末呂　□二升
　徳女　□　□御□□〔食分カ〕
・大書吏　卅日衛士火□□
　三日大許四升阿牟知女　大書吏
　□　□
　　（150）・（32）・5　019（城25—17）

k・　　□□内親王
　□　□　□人進□六□
・□四月二日□　□進□□〔塩カ〕二升
　□□石川夫人御所塩　八□□女□□
　　（213）・38・5　019（城25—7）

l・四月十二日二□五右海藻運仕丁廝五人功五文石角少書吏　十三日□□
　□□□　　。
　□　　□甥万呂大書吏□　　□五文□□
　　□□津守　石角□　□
・　□　□　□日丹□　□廝四人四文□□
　遺□四文□　□　　。
　五月六日□　□六人　□　□
　　262・36・3　011（城25—18）

まず塩に関しては、i～kのように日毎の支出を記した木簡が存在する。同様に銭の支出についても、lの如き日毎の支出を記録したものが存しており、塩・銭などは支出先が米飯支給の場合程複雑ではなかったので、通常の型式の一枚の木簡に日毎の支出を書き継ぐことができたものと思われる。では、米飯支給の伝票木簡の場合は如何であろうか。

m—1　□　□進　□□
　　日　一　米　□□
　　□　□　□

2　□　□宮女　□司　□進　人　□□
　　□　□屋〔カ〕
　　米
　　一
　　□升〔カ〕

3
□　□□　□丶婢丶政丶受　鍛丶馬丶
五　□　□　人　四　□　一　□

4
万呂　五丶高丶人丶□　□丶　丶
十　□　椅　米　四　□　一　人　□
□　朝カ　五　米　□　升　□受

5
□　石　斗
□　三　半　床　□受カ　□書カ角
□　□　□　□更カ

6
丶馬丶馬丶□養カ司丶川丶□
司　万呂

7
□　石丶
□　□　川
□　□　夫
□　□　人
□麻カ呂

8
造司人十　□　□
□　□　□

9
嶋　工司　廣　廿二

10
人丶□紀カ丶□丶九丶□　□升カ
作丶伊　□湯カ　日　斗　□カ
四　□　□

11
□丶□米　大嶋
□　□盤　師　□一　□斗カ

m―1～11は『平城宮発掘調査出土木簡概報』二八―三九頁～四二頁所載の横材木簡の削屑の一部である（型式番号はいずれも〇九一。出典は1～4が四〇頁、5～8が四一頁、9～11が四二頁）。その特色は次のように整理できよう。

①政人・高椅朝臣・馬司・石川夫人・造司・工司・轆盤師・少子など、伝票木簡に宛先（支給先）として登場する部署名・役職名・人名など（表1参照）が見える。

②品目は米で、単位は殆どが升であって、「〇□〇升」の如き記載も見えており、伝票木簡の記載方式と同様のものが存する。

③「受」の文字も散見し、「受乙末（臣）」のように、伝票木簡の受納者の記載型式と共通するものがある。

④石角・大嶋など、伝票木簡の日下に記された支給・出納責任者の名前も見られる。但し、「〇日石角」のように、日付の下に出納責任者名が記されるという記載形式にはなっていない。

⑤日付が見える例は少ないが、日付が記され、その左に①～④のよ

うな記載内容が記されているという書式ではなかったかと推定される。

⑥合点が付けられたものも見られ、これらが何らかのチェックの材料として用いられ、その後不要になって削り取られ、削屑として廃棄されたものと考えられる。

以上の点から、これらの削屑の原形を推定すると、伝票木簡による米支給を日毎に整理した横材木簡の存在が推定できるのではあるまいか。伝票木簡には孔が穿れ、おそらく一ヶ月分などが束ねられたと思われるので、各々の伝票木簡を集計すれば、日毎の支出量の計算は容易であったかもしれない。但し、その方式では宛先・支給量・受納者・出納責任者を一覧するには不便であるから、このような日毎支給の様子をまとめた横材木簡が作成されたものと考えられる。この一覧表の中から、宛先部署を抜き出せば、宛先別の一ヶ月間の支給を計算するのにも便利であったと思われる。合点はあるいはそうした作業とも関連して付されたものとも想像される。

以上を要するに、長屋王家で行なわれた事務処理の方式としては、少なくとも次のようないくつかの書類が必要であったことがわかる。

A各支給時の伝票木簡
B日毎の支出を整理した木簡…横材木簡
C宛先別の支出を整理した木簡…横材木簡カ
D邸外の各部署や荷札木簡による進上物の把握のための集計様の木簡
E邸外の各部署別、国別の貢進物の進上を集計した木簡…横材木簡または通常の形

これら複数の帳簿によって長屋王家の事務執行の様子や帳簿作成の技法の一端が知られるものと考えられる(10)。

三、木簡の転用・再利用のあり方

最後に木簡の転用・再利用のあり方を窺わせる事例として、荷札木簡の形状を有する文書木簡の存在に言及しておきたい。この種の木簡に関しては、既に『平城宮木簡』二―二二三七号

n・十一月十六日水汲針果安田部咋(ママ)未呂　高宮五百嶋長□(車カ)足嶋

・民酒人桑原知嶋　丈部□(奈カ)足未呂日置造金□

256・26・4　033

で、「下端左が欠損するが文書木簡としては珍しい型式である」(同上解説)と注意が喚起されている。この木簡については写真版で見る限りまちがいなく荷札木簡の形状を留めており(図1も参照)、文書木簡の内容を持つものでありながら、荷札木簡の形状を有するものとして注目される。但し、平城宮木簡の範囲では、型式番号が〇三・〇五などの荷札木簡に特徴的なものであっても、写真などで見

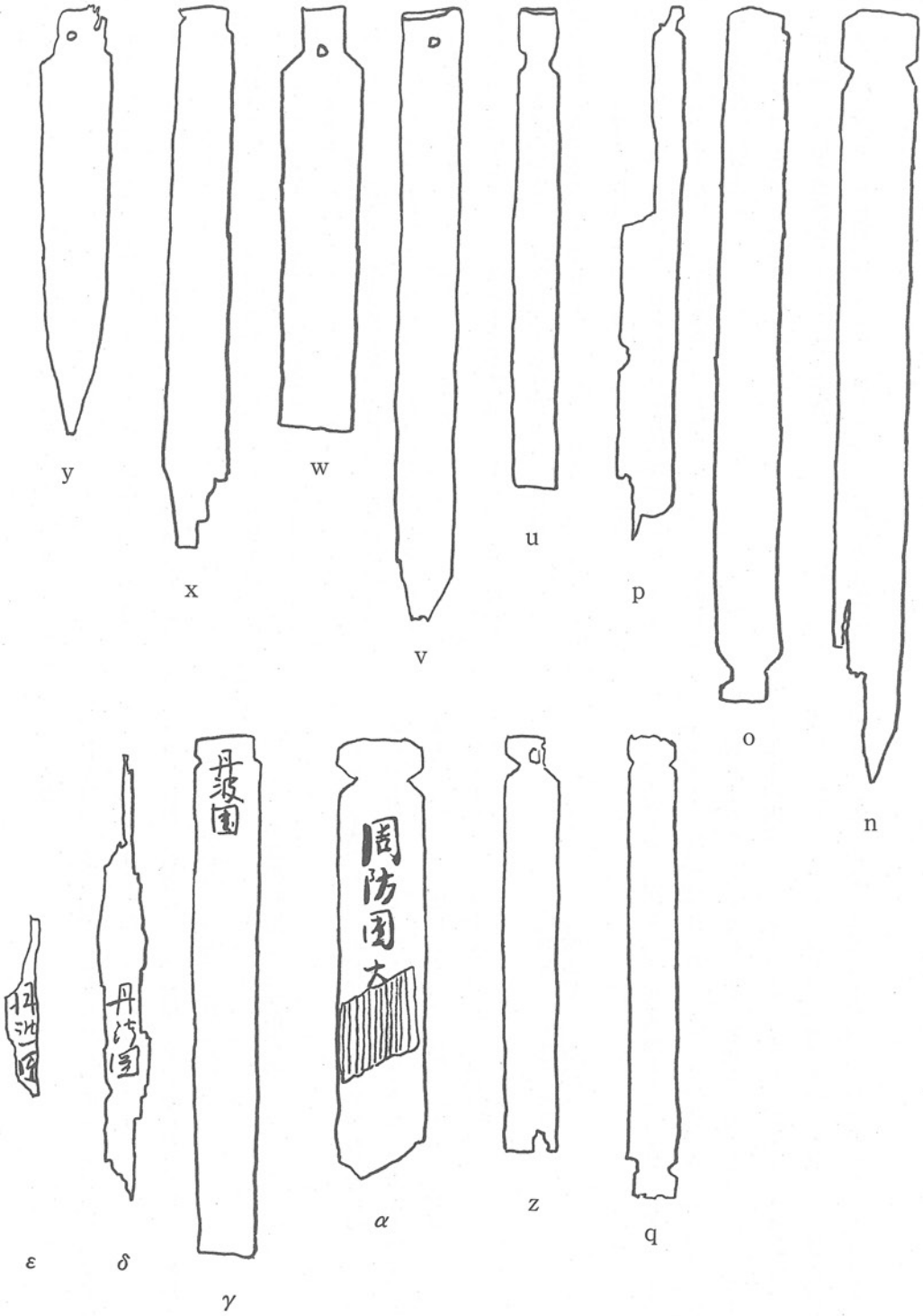

図 1

ると、二次的加工や腐蝕などによる現状の型式である場合が多く、nのような明白な事例は見出し難い。

しかし、nの如き事例は、本来は短冊型の木片で充分な文書木簡に、荷札木簡では必要な切り込みや尖らせをわざわざ施したものとは考え難いので、むしろ荷札木簡を文書木簡に転用・再利用したと推定できるのではあるまいか。都城には全国各地から膨大な量の貢進物が搬入され、各々に荷札が付せられており、平城宮跡からも多くの荷札木簡が出土しているが、それらが搬入された荷札木簡のすべてではない。[11] 出土木簡の中には焼損しているものも見られ、使用済みの木簡を火種に用いたり、焼却したりして廃棄する場合が考えられる。但し、大量の削屑の出土は木簡の再利用を窺わせる事象として説明され、紙とは異なる木簡の書写材料としての特質の所在を示すと言われる。[12] 例えば〇一五型式の考課木簡には、かなり厚手のものが書写と削除をくり返し、使用に耐えなくなって廃棄される例があるので、木簡の再利用も存したことはまちがいない。[13] とすると、大量に搬入される荷札木簡を文書木簡に転用・再利用する場合も充分に想定できよう。もっとも荷札木簡にはかなり大型のものもあり、切り込み・尖りを整形して短冊型の木簡として使用すれば、その痕跡は残らない訳であるから、荷札木簡の形状を有する文書木簡はそうした作業の「手抜き」の所産とも考えられる。しかし、荷札木簡を文書木簡に転用・再利用する事例を推測する上では、大きな手がかりとなるのである。

そのような視点から、長屋王家木簡や二条大路木簡を見ていくと、前述のように、二次的加工などによる現状の型式を有するものも多いが、nの如き明確な事例がいくつか存する。まず二条大路木簡について事例を掲げ、本題である長屋王家木簡を検討する際の参考例としたい。

o・謹解下番食司等借笥六口□□八月一日
・返上必々　天平八年七月十六日間人兄万呂他万呂　226・22・5　032(城24—5)

p・□〔請カ〕米一升粟四升　右件米粟官□
・天平八年十月廿九日又大豆五合紀僧万呂　(177)・18・3　039(城29—12)

q　桑原　秦　大屋　三合　大　154・16・4　031(城29—18)[14]

r・隠伎国部〔ママ〕郡作佐郷大井里阿曇部意比調三取鰒四斤　天平七年
・□□　143・24・4　031(城22—36)

s・隠伎国役道郡武良郷□□〔大カ〕里大伴部国立三耳鰒四斤
・「□駅□□」　182・23・3　031(城22—37)

t・隠伎国智夫郡由良郷阿曇部赤人調海藻六斤　天平六年
・隠　□里□　□日
□

166・20・5　031(城24―29)

o～qが荷札木簡の形状を持つ文書木簡の事例である（図1も参照）。r～tは通常表面のみ使用である隠岐国の荷札木簡に裏面記入が見られるもので、[15] sは本来の記載かもしれないが、tは別の荷札木簡、あるいは記入失敗を削り取ったものの削り残しと考えられ、現地での作業であろうが、荷札木簡が削り取られる例として掲げておく。なお、二条大路木簡に関しては、荷札木簡の削屑と確実に判断できるものが存する（城30―32～33）ことが指摘されており、[16] 都城における荷札木簡の転用・再利用を窺わせる行為と言えよう。

では、長屋王家木簡については如何であろうか。長屋王家木簡は長屋王家の家政運営に関わるものであるから、家政の場において木簡がどのように作製・調達されるのかを考える上でも興味深い事例となろう。長屋王家木簡では伝票木簡の中に荷札木簡の形状をとる文書木簡が散見している。[17]

u・若翁大御弓直三文
・□直□文　受越万呂

157・16・6　032(城21―16)

v　○西宮少子二口米二升受即
（a）　十一月廿日廣嶋

(203)・21・4　051(城21―16)

w・○西宮少子二口米二升受望万呂　○
・○　十一月十三日廣嶋　○

141・27・2　032(城21―17)

x・□宮雇人一口米二升□宮□□
・米半升受□万呂〔古カ〕　友瀬
正月七日□

179・(21)・2　033(城21―23)

y・○員方王子米六升□
・○　薪直三升受即
十二月十二日□

139・22・5　033(城25―10)

z　○乞者米一升受牛甘
十一月廿八日稲虫

137・18・4　032(城27―13)

長屋王家木簡の主要な部分を占める伝票木簡の特色については先に述べた通りであるが、基本的には控え伝票であり、殆どは○一一型式の短冊型の形状を呈している。そうした中で、u～zのように、本来文書木簡の範疇に入る伝票木簡の内容を持つものでありながら、○三・○五型式、即ち荷札木簡に特徴的な形状を呈するものが存在することには注目される（図1も参照）。別稿で触れたように、伝票木簡が作成された長屋王家の政所では、考課、銭の計算、また散田などの農業経営に関わる事柄、邸外の部署や国郡からの進上物の取り扱いなど様々な仕事が行なわれていた。とすると、例えば不要になった荷札木簡の文字を削り取って、伝票木簡など文書木簡に転用

することもあったのではないかという想定が生まれて来る。[18]

このような憶測に関わる材料として、文字の削り取りの途中で廃棄されたと考えられる荷札木簡の存在と荷札木簡の削屑の出土を掲げることができる。

α　周防国大□　(144)・29・6　033(城27—21)

β・隠伎国周吉郡新野里日下部真名比御取四升　和銅七年

・隠伎国周吉郡新　(削り残リ)　177・30・3　031(城27—20)

γ　丹波国味田郡曼椒油三斗　171・22・3　032(城25—21)

δ　丹波国胡麻油二斗□　091(城28—29)

ε　丹波国　091(城28—29)

βは二条大路木簡にも例が存した記入失敗あるいは別の荷札木簡を削り取ろうとしたものの削り残りで、現地で行なわれたものであろうが、そのような例が長屋王家木簡にも存することを示すために、参考として掲げた。長屋王家木簡の中の荷札木簡の削屑と目されるものは『平城宮発掘調査出土木簡概報』二八—二八～二九頁に掲載されており、例えばδ・εはγの荷札木簡と文字の書き方が類似し(図1参照)、荷札木簡の削屑と見なしてよいと考える。従って長屋王家木簡の中にも荷札木簡の削屑と確実に判断できるものが存することはまちがいない。そして、αの如き、文字削り取り途中(図1参照)の荷札木簡が存在することは注目される。管見の限りではこのような例は一例のみしか見出せなかったし、また残念ながらαから削り取られた「嶋郡…」の削屑は見あたらないが、αは荷札木簡の削り取りと再利用を示唆する貴重な事例であると評価したい。

以上、僅かな事例に基づいて憶側のみをめぐらせたが、長屋王家に大量の貢進物とともに齎された荷札木簡の中には、削り取りによって邸内の事務執行の際の文書木簡に転用・再利用されたものがあったのではないかと考えた。このようなあり方も長屋王家、さらには平城宮内における木簡作製・調達の一端をなすと見なすことができ、転用・再利用という視点で木簡の「一生」を検討する見方があってもよいのではと思う次第である。

なお、転用されたと見られる木簡の厚さについては、w・xは二㎜と比較的薄いが、u・v・zは四～六㎜で、二～三㎜のものが多い伝票木簡の中では厚手の方である。但し、αは厚さが六㎜であるから、もとになる荷札木簡(勿論、伝票木簡自体が何度か削り直されて再利用される可能性も考慮する必要がある)の厚さによっては、削り取りによる転用の場合でも、特に厚みの薄い伝票木簡となる訳ではないと考えられる。荷札木簡の方は三～四㎜のものが多く見られるので、文書木簡よりはやや厚手であったとすると、削り取りによる欠損部分を除いても、文書木簡として転用に耐えるだけの厚さが残

ったのではあるまいか。

むすびにかえて

小稿では「長屋王家木簡三題」と題して、長屋王家木簡の文書史料としての側面や木簡作製のあり方にも言及した。相互に脈絡のない話なので、全体的な結論を整理することはできないが、既に提唱されている木簡の古代古文書学的分析の上においても、[19]今後さらに留意すべき論点に触れることができたのではないかと考える。

「はじめに」でも述べたように、長屋王家木簡は質・量ともに様々な分野・視点からの分析が可能な一大史料群であり、木簡一点一点の観察も含めて、多岐に亘る情報を引き出し、古代史研究に役立てることができると思われる。そのような長屋王家木簡の可能性を強調して、拙い稿を終えることにしたい。

註

(1) 研究論文の整理としては、拙稿「長屋王家木簡・長屋王邸関係論文目録（稿）」（『続日本紀研究』三〇四、一九九六年）を参照されたい。

(2) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』の号数・頁数を城21―16のように略する。

(3) 西野悠紀子「『長屋王家木簡』と女性労働」（『日本古代国家の展開』下、思文閣、一九九五年）。

(4) 「受」某が女性である場合から、御所＝吉備内親王の御所の例も存した可能性が想定できないではないが、御所と内御所の書き分け、御所宛の米飯の受納は男性の場合が多いことなどから、御所はやはり長屋王の御所を指すと解しておきたい。

(5) 余女・宿奈女などの所属先は正確にわからないが、このような可能性を考えておきたい。益女については「竹野王宮」との注記がある木簡が存し（城28―26）、竹野女王付きであった可能性もあるが、矢釣王宛の支給の「受」にも登場しており（城25―9）、吉備内親王の統括下にあった蓋然性も想定してみたい。なお、西野註（3）論文一六七頁～一六八頁では、越女・狛刀自女・益女などが仕事の場所や種類を仕事の需要に応じて移動しているとし、また余女が竹野女王・山形女王の二人の「受」に登場するのは、この二人が姉妹関係にあったので、共有の形で女性労働者を使役したのではないかと見ている。

(6) 渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」（『奈良古代史論集』二、一九九一年）六〇頁～六一頁。なお、寺崎保広「木簡論の展望」（『新版古代の日本』一〇、角川書店、一九九三年）三八一頁～三八三頁でも同様の見方が示されている。また寺崎氏は、dは日によって墨の濃淡があり、一時に書いたものではなく、日ごとに書き継いだものであることを指摘している。

(7) 西野註（3）論文一五八頁、福原栄太郎「長屋王家木簡にみえる木上について」（『日本歴史』五六二、一九九五年）など。

(8) 福原註（7）論文一二頁～一五頁。

(9) 館野和己「荷札木簡の一考察」（『奈良古代史論集』一、一九八五年）。

(10) 「・上総国鯵十連三列　伊頭駿河堅魚遺十節／・□　□信」（(298)・34・2　019　城21―30）も荷札木簡による貢進物進上の集計に関わるものと考えられる。

(11) 一つの貢進物に複数の荷札木簡が付けられていたことについては、東野治之「古代税制と荷札木簡」（『日本古代木簡の研究』塙書房、一

九八三年）参照。

（12）鬼頭清明「木・紙・書風」（『日本の古代』一四、中央公論社、一九八八年）など参照。

（13）『平城宮木簡』四（解説）（一九八六年）を参照。

（14）人名から見て、この木簡は拙稿「二条大路木簡と門の警備」（『文化財論叢』Ⅱ、同朋舎、一九九五年）で検討した門の警備に関わる木簡（〇一一型式が基本）であると考えられる。

（15）隠岐国の木簡の特色については、今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」（『奈良国立文化財研究所研究論集』Ⅳ、一九七八年）、佐藤信「隠伎国木簡とその特徴」（『隠岐の文化財』一、一九八三年）、狩野久「古代隠岐とヤマト政権」（『しまねの文化財』二、一九九五年）など参照。

（16）渡辺晃宏「二条大路木簡」（『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』奈良国立文化財研究所、一九九五年）一五一頁。

（17）『平城宮発掘調査出土木簡概報』二一―二六頁「書法模人二口米四升…」（188・20・2　051）は、下端は二次的加工の可能性もあり、判断し難いので、除いておいた。

（18）その他、先に憶説を述べたように、大型・幅広等の荷札木簡を調整して短冊型に仕立て直す場合も想定される。この場合は調整により原型は失われるので、転用の判断はできなくなる。

（19）早川庄八「公式様文書と文書木簡」（『木簡研究』七、一九八五年）、館野和己「文書木簡の研究課題」（『考古学ジャーナル』三三九、一九九一年）など参照。

（付記）長屋王家木簡の写真による観察については、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室の館野和己氏、渡辺晃宏氏、古尾谷知浩氏にお世話になった。末尾ながら記して感謝したい。